

国立大学法人東京学芸大学点検評価会議教育活動部会要項の一部改正について

制定理由：委員の追加に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 点検評価会議委員である学系選出の教育研究評議会の評議員 1名</p> <p>(2) 教務委員会委員 1名</p> <p>(3) 学生委員会委員 1名</p> <p>(4) カリキュラム委員会委員 1名</p> <p>(5) 大学院教育学研究科運営委員会委員 1名</p> <p><u>(6) 教育実践創成講座に所属する教員 1名</u></p> <p><u>(7) 入試情報委員会委員 1名</u></p> <p><u>(8) 教育実践研究支援センター教育実習指導部門専任教員 1名</u></p> <p><u>(9) 留学生センター専任教員 1名</u></p> <p><u>(10) 教員養成カリキュラム開発研究センター専任教員 1名</u></p> <p><u>(11) 現職教員研修支援センター兼任教員 1名</u></p> <p><u>(12) 学生キャリア支援センター職員 1名</u></p> <p><u>(13) FD・SD推進本部本部員 1名</u></p> <p><u>(14) 学務課長</u></p> <p>(任期)</p> <p>第4条 前条第7号から第9号まで及び第11号の委員（第11号の委員にあつては、センター専任教員の場合に限る。以下同じ。）の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要項は、平成21年6月24日から施行する。</u></p> <p><u>2 この要項改正後最初の第3条第6号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 点検評価会議委員である学系選出の教育研究評議会の評議員 1名</p> <p>(2) 教務委員会委員 1名</p> <p>(3) 学生委員会委員 1名</p> <p>(4) カリキュラム委員会委員 1名</p> <p>(5) 大学院教育学研究科運営委員会委員 1名</p> <p><u>(6) 入試情報委員会委員 1名</u></p> <p><u>(7) 教育実践研究支援センター教育実習指導部門専任教員 1名</u></p> <p><u>(8) 留学生センター専任教員 1名</u></p> <p><u>(9) 教員養成カリキュラム開発研究センター専任教員 1名</u></p> <p><u>(10) 現職教員研修支援センター兼任教員 1名</u></p> <p><u>(11) 学生キャリア支援センター職員 1名</u></p> <p><u>(12) FD・SD推進本部本部員 1名</u></p> <p><u>(13) 学務課長</u></p> <p>(任期)</p> <p>第4条 前条第7号から第9号まで及び第11号の委員（第11号の委員にあつては、センター専任教員の場合に限る。以下同じ。）の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>[省略]</p>